

横浜市立大学地域貢献センター設置規程

制 定 平成 27 年 4 月 1 日 規程第 208 号
最近改正 令和 2 年 4 月 1 日 規程第 20 号

(設置)

第 1 条 横浜市立大学学則（公立大学法人横浜市立大学規則第 1 号）第 9 条の 2 の規定に基づき、横浜市立大学（以下「本学」という。）に、横浜市立大学地域貢献センター（以下「センター」という。）を置く。

(業務)

第 2 条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 地域貢献事業に係る中期計画等の進捗管理に関すること
- (2) 都市政策課題に対応した地域貢献事業の推進に関すること
- (3) 市民等を対象とした学習機会の提供に関すること
- (4) 地域貢献事業の情報収集および発信に関すること
- (5) 学生のボランティア活動の推進に関すること
- (6) その他地域貢献事業の推進に関すること

(組織)

第 3 条 センターに、センター長を置く。

2 センター長は、学長が指名し、理事長が任命する。

(職務)

第 4 条 センター長は、センターの業務を掌理する。

(地域貢献運営委員会)

第 5 条 地域貢献を全学的に推進するため、センターに地域貢献運営委員会を置く。

2 地域貢献運営委員会の審議事項は次の各号に掲げる通りとする。

- (1) 地域貢献事業等の中期計画の計画・実施に関すること
- (2) 地域貢献事業等の調査・分析・情報収集及び発信に関すること
- (3) 地域貢献事業等の進捗状況の把握・確認に関すること
- (4) その他地域貢献事業等の推進に必要なこと

3 地域貢献運営委員会の委員長はセンター長が務める。

4 その他地域貢献運営委員会に関する事項は、別に定める。

(事務)

第 6 条 センターに関する事務は、企画財務課で行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、別に定める。

附 則（令和2年規程第20号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年規程第43号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成30年規程第44号）

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 規程 第20号）

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。